

# 学校法人梅村学園および学校法人地山学園 に於ける学術の協力と交流に関する協定書

## (目的)

学校法人梅村学園と学校法人地山学園は、日本国と大韓民国の友好協力関係を発展させるという願いのもと、本協定書を取り交わすものとする。

両学校法人は、平等互恵の原則のもとに、その教職員および学生が、教育と学術および文化の発展を計るための協力体制を築くこととする。

## (交流事業)

両学校法人は、次に定める交流事業を進展させることに同意する。

1. 異文化理解およびスポーツ活動等を目的とした学生および教職員の交流
2. 学校法人地山学園漢西高等学校より、学校法人梅村学園中京大学への留学生入試特別枠による学生の受入れ
3. 教育および研究に関する各種学術情報や資料の交換
4. その他両学校法人間で有益と認める交流事業

## (連絡・調整)

両学校法人は、上記の交流事業を推進するため、互いの連絡窓口となる担当責任者を置く。本協定書に基づく個々の具体的な交流事業を実施するために必要となる事項は、その都度、両学校法人間で協議し、調整する。

また、特定の交流事業の詳細については、別に文書にて定めるものとする。

## (期間)

本協定書の有効期間は、署名日から起算して5年間とする。本協定は、有効期間満了後更新されないときは、終了したものとみなす。

## (改定・解約)

本協定書に定める事項は、何時でも両学校法人間の合意により改定することができる。両学校法人のいずれも、本協定を有効期間内に終結させる場合には、書面にて相手学校法人側に通知を行うものとする。終結は、相手学校法人が通知を受領した日の3ヶ月後に効力を生じる。

両学校法人のために、日本語と韓国語にて本協定書をそれぞれ2通作成することとし、両者は2言語の協定書を保有するものとする。また、それらの2言語の協定書は、同一の効力を有するものとする。

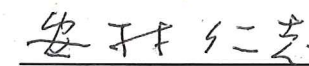
2015年4月27日

学校法人梅村学園



理事長 梅村 清英

中京大学



学長 安村 仁志

中京大学附属中京高等学校



校長 大竹 有二

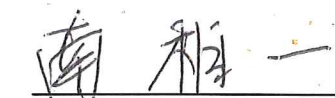
2015年4月27日

学校法人地山学園



理事長 金 在千

漢西高等学校



校長 南 相一